

丹波篠山市

新規学卒者就職奨励金

2019年度から
市外の高校等を
卒業している方
も対象となりま
した！

高校・大学等の新規学卒で、市内企業・事業所に就職すると
最大10万円を奨励金として交付します！

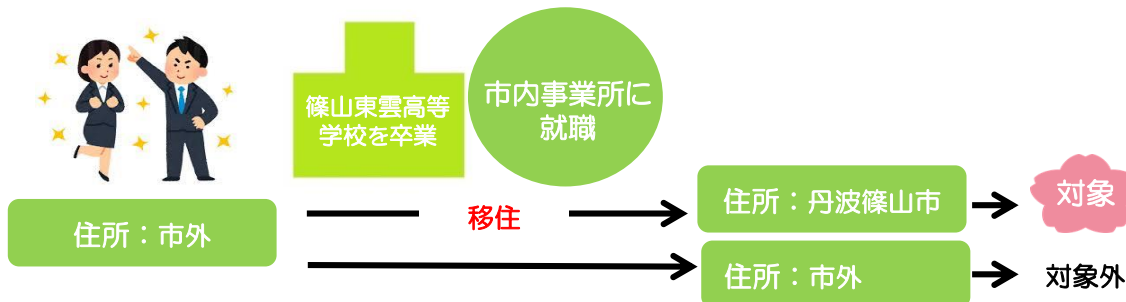


例

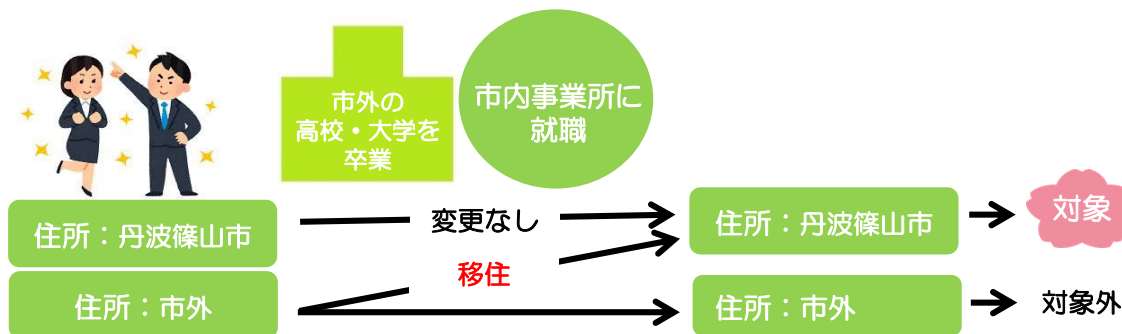
地元就職



丹波篠山市の 高校を 卒業した 市外の方



市外の学校を 卒業



～新規学卒者とは～

学校教育法に定められた中学校、高等学校、特別支援学校（中学校及び高等部）、大学、短大、高等専門学校、専修学校等を卒業してから1年以内の期間にある方

対象者

- ※全てを満たすこと
- ・交付申請時に丹波篠山市に住所を有していること
- ・市内事業所に正規雇用者等として就職した新規学卒者で、1年以上継続して勤務している、又は勤務する見込みがあること
- ・過去に同奨励金の交付を受けていないこと

申請期間

- (1期目) 就職後3ヶ月以内
- (2期目) 就職の日から1年を経過した日以後3ヶ月以内

申請の手続き

交付申請書・就職証明書（市ホームページよりダウンロード可）と、卒業証書の写し、または卒業証明書を丹波篠山市 創造都市課へ提出して下さい。

奨励金の金額

- 1人あたり最大10万円
- (1期目) 就職時に5万円
- (2期目) 就職後1年を経過した後に5万円

※詳しくは、問い合わせ下さい。（裏面参照）

～交付までの流れ～

申請から補助金支払までは、次の流れに沿って行っていただきます。

1. 申請（第1期）
必要書類を就職後3ヶ月以内に、創造都市課 企業振興室へ提出してください。
2. 審査
申請書および添付書類に基づき（市税等の納税状況、および住民登録状況等の）審査を行います。
3. 奨励金交付決定
審査後、交付決定書を申請者に送付します。
4. 請求書提出
請求書を提出していただきます。
5. 奨励金振り込み
請求書で指定された金融機関口座に奨励金を振り込みます。
（請求書受理後、1ヶ月以内）
6. 申請（第2期）
対象の方へ、関係書類を丹波篠山市 創造都市課から送付します。
就職した日から1年後3ヶ月以内に提出ください。
7. 審査
申請書および添付書類に基づき（市税等の納税状況、および住民登録状況等の）審査を行います。
8. 奨励金交付決定
審査後、交付決定書を申請者に送付します。
9. 請求書提出
請求書を提出していただきます。
10. 奨励金振り込み
請求書で指定された金融機関口座に奨励金を振り込みます。
（請求書受理後、1ヶ月以内）

就職した日から1年後、
同じ事業所に継続して
お勤めの方は！

提出・お問い合わせ先

丹波篠山市役所 企画総務部 創造都市課 企業振興室

〒669-2397

兵庫県丹波篠山市北新町41番地

電話番号：079-552-1111（内線335、334）

E-mail：kigyoshinko_div@city.sasayama.hyogo.jp